

## 沖縄看護専門学校同窓会会則

### 【第1章 総則】

- 第1条 本会は、沖縄看護専門学校同窓会と称する。
- 第2条 本会の事務局は、沖縄看護専門学校内に置く。
- 第3条 本会は、会員相互の親睦と情報交換を図り、看護の発展および母校の発展に協力、寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1) 会員相互の親睦に関する事
  - 2) 会員名簿に関する事
  - 3) 沖縄看護専門学校の学生の教育、並びに学校行事への協力
  - 4) 本会から会員への情報の発信
  - 5) その他、本会の目的を達成するために必要な事項に関する事

### 【第2章 組織】

- 第5条 本会は、沖縄看護専門学校の卒業生をもって組織する。
- 2 賛助会員は沖縄看護専門学校の関係職員とする。
- 第6条 本会に次の役員を置く。
- 1) 会長 1名
  - 2) 副会長 2名
  - 3) 書記 2名
  - 4) 会計 2名
  - 5) クラス連絡員 各期2名（他の役員を兼務することができる）
  - 6) 会計監査 2名
- 第7条 会長は役員の中から推薦し、総会の承認を得る。
- 2 副会長、書記、会計、クラス連絡員並びに会計監査は会長が推薦し、総会の承認を得る。
- 第8条 執行部会は、会長、副会長、書記及び会計をもって構成し、会長が必要と認めたと  
き、これを招集する。
- 2 執行部会は次の事項を審議決定する。
    - 1) 役員会の所管する事項で、緊急に処理する必要がある事項に関する事
    - 2) その他、会長が必要と認めた事項に関する事
  - 3 執行部会は、前項各号の規定により審議、決定したときは、これを次の役員会に報告しなくてはならない。
- 第9条 役員会は、第6条1) から5) に規定する役員をもって構成し、会長が招集する。第6条6) の役員については必要時、会長が招集する。
- 2 役員会は、会長が議長となり次の事項を審議決定する。
    - 1) 会則の改廃に関する事
    - 2) 事業計画に関する事
    - 3) 予算及び決算に関する事
    - 4) 事業に関する計画と運営に関する事
    - 5) 会員名簿の編集に関する事

- 6) 会長、副会長、執行部並びに会計監査の選任に関する事
- 7) 本会から会員への情報の発信に関する事
- 8) その他必要な事項に関する事

第10条 役員の任務は次の通りとする。

- 1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
- 3) 書記は庶務全般をつかさどる。
- 4) 会計は会計事務全般をつかさどる。
- 5) クラス連絡員は会長の旨を受け、各期の会員への諸連絡等の業務をつかさどる。
- 6) 会計監査は本会の会計を年に一度4月までに監査し、執行部会または総会に報告する。

第11条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

第12条 役員に欠員が生じ、その補充の必要が生じた場合は、会長がその後任を委任するものとする。その場合の任期は前任者の残任期間とする。

第13条 本会に顧問を置くことができる。

- 2) 顧問は学校長がこれにあたり、本会の目的推進に助言をし、本会の運営にあたって相談役となる。

### 【第3章 会議】

第14条 本会に次の会議を置く。

- 1) 総会
- 2) 執行部会
- 3) 役員会
- 4) その他、必要な会議

第15条 総会は会員及び賛助会員をもって構成する。

- 2) 総会は年に一度6月までに開催する。
- 3) 総会は会長が招集し、議長となり、次の事項を審議決定する。
  - 1) 役員の選任に関する事
  - 2) 会則の改廃に関する事
  - 3) 事業計画に関する事
  - 4) 予算及び決算に関する事
- 4) 総会における決議は出席者の過半数の同意をもって決定する。ただし、緊急の場合は役員会にて決定し、速やかに会員に知らせる。

### 【第4章 運営費】

第16条 本会の運営費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

第17条 会費は終身会費とし、3000円を卒業時に納入する。

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日をもって終わる。

附則 1) 本会則は2019年 6月22日から施行する